

第百五十九回国
参議院環境委員会
會議録第十一号

平成十六年五月十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十一日

辞任
岡崎トミ子君

補欠選任
福山 哲郎君

五月十二日

辞任
福山 哲郎君
山口那津男君

補欠選任
小川 勝也君
山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

長谷川 清君

委員

愛知 治郎君
小泉 顕雄君
清水嘉与子君
シルヂ マルティ君
山東 昭子君
真鍋 賢二君
小川 勝也君
小林 元君
加藤 修一君
渡辺 孝男君
岩佐 恵美君
田 英夫君
高橋紀世子君

国務大臣

環境 大臣

副大臣

環境 副大臣

大臣政務官

環境大臣政務官

小池百合子君

加藤 修一君

砂田 圭佑君

事務局側

常任委員会専門
員 大場 敏彦君

本日の会議に付した案件

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長谷川清君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日まで、岡崎トミ子さん及び山口那津男君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君及び山下栄一君が選任されました。

○委員長(長谷川清君) 大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小池環境大臣。

○国務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、その理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

浮遊粒子状物質による大気汚染については、工場等の固定発生源に対する規制に加え、自動車排出ガスに対しても、累次の規制の強化、大都市地域における特別の排出基準の設定、低公害車の普及促進等の施策を実施してきたところであります。また、大都市地域を中心として全国で環境基準の達成率が低く、依然として厳しい状況にあります。

また、光化学オキシダントによる大気汚染についても、工場等及び自動車に対して、その原因物質の一つである窒素酸化物の排出規制の強化が行われてきたところでありますが、ここ数年は、

約半数の都府県で光化学オキシダント注意報が発令され、その合計日数は年間延べ二百日に及ぶなど、深刻な状況が続いています。

このような状況を踏まえ、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物について、工場等の固定発生源からの排出規制措置等を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、施策等の実施の指針について定めることとあります。

揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この法律による排出規制と事業者が自主的に行う排出抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として実施されなければならないことを定めております。

第二に、排出口における排出濃度規制の実施であります。

排出規制と事業者の自主的な取組を適切に組み合わせるといふ施策等の実施の指針を踏まえ、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要である施設を、揮発性有機化合物排出施設として指定します。揮発性有機化合物排出施設については、その種類及び規模ごとに揮発性有機化合物の排出濃度基準を定め、当該施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対して排出濃度基準の遵守を義務付けることを規定します。また、排出濃度基準の遵守義務違反に係る改善命令等の制度を併せて設けることとしてあります。

第三に、揮発性有機化合物排出施設の届出等に係る各種規定の整備であります。

揮発性有機化合物の排出規制の実効性を確保するため、揮発性有機化合物排出施設の設置等につ

いて都道府県知事に届け出なければならないこととします。また、届出があつた場合において当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の構造、使用等の変更等を命ずることができると等を併せて規定しております。

以上のほか、事業者等に対する揮発性有機化合物の排出の抑制等に係る責務の規定、改善命令等に違反した場合の罰則その他の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(長谷川清君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 粉じんに関する規制」第十

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等(第二章の三 粉じんに関する規制(第十八条―第十

第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八
七条の二 第十七条の十四)
八条の十九) に改める。

条の二十一 第十八条の二十四)

第一条中「ばい煙並びに」を「ばい煙、揮発性有機化合物及び」に改める。

第二条の見出しを(定義等)に改め、同条中第十項を第十四項とし、第四項から第九項までを四項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の四項を加える。

4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)をいう。

5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。

7 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙又は揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第三条第一項中「排出基準」を「ばい煙に係る排出基準」に改め、同条第二項第一号中「ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。」を削る。

第九章中「単に」を「この章において」に改める。
第二章の三を第二章の四とし、第二章の二を第

第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

(施策等の実施の指針)

第十七条の二 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この章に規定する揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

(排出基準)

第十七条の三 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量(以下「揮発性有機化合物濃度」という。)について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(揮発性有機化合物排出施設の設置の届出)

第十七条の四 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 揮発性有機化合物排出施設の種類

四 揮発性有機化合物排出施設の構造

五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法

六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第十七条の五 一の施設が揮発性有機化合物排出施設となつた際現にその施設を設置している者

(設置の工事をしていない者を含む。)であつて揮発性有機化合物を大気中に排出するものは、当該施設が揮発性有機化合物排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)

第十七条の六 第十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の四第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の四第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十七条の七 都道府県知事は、第十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(第十七条の三の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十七条の四第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十七条の八 第十七条の四第一項の規定による届出をした者又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日

から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十七条の九 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者(以下「揮発性有機化合物排出者」という。)は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十七条の十 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十七条の十一 揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(準用)

第十七条の十二 第十条第二項の規定は、第十七条の八の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十七条の十の規定による命令について準用する。

(事業者の責務)

第十七条の十三 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(国民の努力)

第十七条の十四 何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たつて揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。

第二十三条第一項中「排出する者」の下に、「揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者」を、「排出量の下に」若しくは「揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量」を加え、同条第二項中「ばい煙」の下に「又は揮発性有機化合物」を、「ばい煙排出者」の下に「又は揮発性有機化合物排出者」を加え、「又はばい煙濃度」を「若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度」に改め、「ばい煙発生施設」の下に「又は揮発性有機化合物排出施設」を加える。

第二十六条第一項中「に設置している者」の下に「揮発性有機化合物排出施設を設置している者」を、「事故の状況」の下に「揮発性有機化合物排出施設の状況」を、「ばい煙処理施設、特定施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を加える。

第二十七条第二項中「特定施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を、「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を、「あつては、」の下に「第十七条の十二第二項又は」を、「これらの規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を、「及び第三項」の下に「第十七条の四から第十七条の八まで」を加え、同条第三項中「規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を、「含む。」の下に「第十七条の四、第十七条の六」を加え、同条第四項中「第九条の二」の下に「第十七条の七」を加え、同条第六項中「第三項」の下に「第十七条の十」を加

える。

第二十八条第二項中「ばい煙発生施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を、「又はばい煙」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第二十八条の二第一号中「第十七条第三項」の下に「第十七条の七、第十七条の十」を加え、同条第四号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第二十九条中「ばい煙」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十条中「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十二条中「ばい煙の大気中への排出に関し」の下に「揮発性有機化合物排出施設について、その揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物以外の物質の大気中への排出に関し、揮発性有機化合物排出施設以外の揮発性有機化合物を排出する施設について、その施設に係る揮発性有機化合物の大気中への排出に関し」を加える。

第三十三条中「第三項」の下に「第十七条の七、第十七条の十」を加える。

第三十四条第一号中「第八条第一項」の下に「第十七条の四第一項、第十七条の六第一項」を加える。

第三十五条第一号中「第七条第一項」の下に「第十七条の五第一項」を加え、同条第二号中「第十条第一項」の下に「第十七条の八」を加える。

第三十七条中「規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条の二第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規

定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第四項中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改める。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正)
第四条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項」を「同条第十一項」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)
第五条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

平成十六年五月十八日印刷

平成十六年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A